

## 伊勢市下水道使用料料金表(税込)＜2ヶ月用＞

種 類	区 分	汚 水 量	金 額
一 般	基本使用料	20m <sup>3</sup> まで	2,200.00円
	従量使用料 (1m <sup>3</sup> につき)	21m <sup>3</sup> ～40m <sup>3</sup>	143.00円
		41m <sup>3</sup> ～60m <sup>3</sup>	165.00円
		61m <sup>3</sup> ～100m <sup>3</sup>	198.00円
		101m <sup>3</sup> ～200m <sup>3</sup>	231.00円
		201m <sup>3</sup> ～1,000m <sup>3</sup>	269.50円
		1,001m <sup>3</sup> 以上	308.00円
公衆浴場	基本使用料		2,200.00円
	従量使用料 (1m <sup>3</sup> につき)	1m <sup>3</sup> 以上	22.00円
臨 時	基本使用料	20m <sup>3</sup> まで	2,200.00円
	従量使用料 (1m <sup>3</sup> につき)	21m <sup>3</sup> 以上	308.00円

### 備考

- 1 下水道使用料は、基本使用料及び従量使用料の合計から1円未満の端数を切り捨てた額とする。
- 2 この表における種別の適用基準は、次のとおりとする。
  - (1) 公衆浴場用 公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令(昭和32年厚生省令第38号)第2条の規定により、三重県知事が指定する公衆浴場入浴料金の統制額の適用を受けるもの
  - (2) 臨時用 条例第14条第4項の規定により、公共下水道の一時使用をするもの